

令和7年12月16日(火)参・法務委 小林さやか議員(国民)

4問 地方部の地域手当を増額するなどして転勤へのインセンティブを設けることの是非について、法務当局に問う。

- 検察官も国家公務員であり、その手当を含む給与については、国家公務員全体の給与体系の中でバランスのとれたものにする必要がある。
  
- このような観点から検察官に対する手当については、一部の例外を除き、基本的に一般の政府職員(注)の例に準ずるものとされており、このような取扱いには合理性があるものと考えている。
  
- 他方、転勤する職員に対する給与上の措置については、一般の国家公務員においても検討事項とされており、本年の人事院勧告においても、「勤務地を異にする異動に係る手当の見直しは、令和8年度に制度上の措置を講じられるよう必要な調査や検討を行う。」とされているところであり、まずは、その議論を見守りたいと考えている。

(注)「一般の政府職員」とは、一般職給与法及び特別職給与法が適用される政府の職員を意味する。

(参考) 令和7年人事院勧告(令和7年8月7日付け)

○別紙第2、第2

3 転勤する職員に対する給与上の措置

転勤を伴う職員の異動に当たっては、本人の意向を把握し、職員の育児・介護等の事情に配慮することが求められる。職員の転勤に対する忌避感が高まる中で、勤務地を異にする異動の円滑化を図るためには、必要不可欠な転勤をする職員に対する給与面での支援が必要である。

この一環として、著しく不便な地に所在する特地方署等に勤務する職員に支給される特地方勤務手当等を以下のとおり見直す。また、その他の勤務地を異にする異動に係る手当の見直しは、令和8年度に制度上の措置を講じられるよう必要な調査や検討を行う。

(略)

(参照条文) 検察官の俸給等に関する法律(昭和三十二年法律第七十六号)

○第一条 検察官の給与に関しては、検察庁法(昭和三十二年法律第六十一号)及びこの法律に定めるものを除き、検事総長、次長検事及び検事長については、特別職の職員の給与に関する法律(昭和三十四年法律第二百五十二号)第一条第一号から第四十二号までに掲げる者の例により、一号から八号までの俸給を受ける検事及び附則第三条に定める俸給月額俸給又は一号若しくは二

号の俸給を受ける副検事については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）による指定職俸給表の適用を受ける職員の例により、その他の検察官については、一般官吏の例による。ただし、俸給の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

（略）

【責任者：人事課 大原課長 内線 ■■■ 携帯 ■■■■■】